

市の施設に愛称をつけてPRしませんか

市として初めての取組となるネーミングライツ・パートナー企業を募集します。ネーミングライツ・パートナーとなった企業は、市にネーミングライツの対価を支払うことにより、施設に愛称を付与できるなど、企業広告と地域貢献の機会を得ることができま

募集内容など

- 対象施設：秋川キララホール、中央図書館、東部図書館、エル、中央公民館、秋川体育館、市民球場、五日市フアインプラザ
●使用開始：令和7年4月1日
●契約期間：5年間以上(原則)
●応募資格：法人格を有する団体等
●ネーミングライツの対価(年間、下限額)：100万円～200万円
●応募書類(募集要項)：市ホームページからダウンロード

「高齢者虐待かも…」まずは相談していただく

高齢者虐待は、介護疲れが要因になっていることもありま

ドするか、企画政策課と施設所管課窓口にて配布(11月29日(金)まで)しています。
●申込み方法：応募書類を施設所管課に郵送するか直接持参してください。
※愛称は、施設の一般的な呼称として用いられるものであり、正式な名称を変更するものではありません。

- 施設所管課
●秋川キララホール：生涯学習推進課生涯学習推進係
●中央図書館：図書館庶務係
●東部図書館エル：図書館東部図書館エル係
●中央公民館・秋川体育館、市民球場、五日市フアインプラザ：スポーツ推進課スポーツ推進係
●応募書類提出期間：11月11日(月)～12月13日(金)(施設休館日を除く)
●その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
●問合せ 企画政策課(直通558・1261、01010101 @akiruno-info.tokyo.jp)

経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する。
●放置・放任：食事や排泄、入浴、洗濯などの身辺の世話や介助をしない、必要な介護保険サービスや医療を受けさせないなど、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させたりする。
▽相談窓口 高齢者支援課高齢者支援係、東部高齢者はつらつセンター(☎5559・1320)、中部高齢者はつらつセンター(☎550・6101)、五日市はつらつセンター(☎569・8108)

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施期間です

「虐待かも」と思ったら相談機関にご連絡ください。
※連絡した方の秘密は守られ、虐待でなかったとしても責任を問われることはありません。

11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



配偶者等からの暴力、性犯罪、性暴力、ストーカー行為等は、重大な人権侵害です。
女性に対する暴力をなくす運動は、国や関係団体等と連携・協力し、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ること

心理的虐待：言葉による脅し等
●育児放棄：食事を与えない、病気なのに医師に診せない等
性的虐待：子どもへの性交、性器を見せる等
▽相談機関
●児童相談所全国共通ダイヤル(☎189)
●あきる野ルピア2階こども家庭センター
●電話(☎550・3313)
●月曜～土曜日(午前8時30分～午後6時30分)

市では、障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速・適切な対応を図るため、障害者虐待防止法に基づきあきる野市障害者虐待防止センターを設置しています。センターでは、虐待に関する相談・通報などの受け付け、虐待の防止や早期発見の取組、養護者などに対する支援を行っています。
▽虐待の種(法)に基づいた区分
●養護者による虐待：障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族、親族、同居する人による虐待のこと
●障害者福祉施設従事者等による虐待：障害者福祉施設や障

分(午後6時30分)
*窓口：月曜～土曜日(午前10時～午後6時30分)
※第2水曜日、祝日、年末・年始を除く。
●立川児童相談所(☎042・523・1321)：月曜、金曜日(午前9時～午後5時)
※祝日、年末・年始を除く。
▽児童虐待防止に関する書籍等を設置しています
●設置場所：市役所1階コミュニティホール、五日市出張所、あきる野ルピア1階、各図書館、中央公民館
●設置期間：11月29日(金)まで
▽問合せ こども家庭センター、立川児童相談所

を目的としています。性別に関わらず、どなたでも相談できます。まずは相談してください。
▽相談機関 ワンストップ支援センター「#8891(はやくワンストップ)」最寄りの相談窓口につながります。東京ウィメンズプラザ(☎03・5467・1711)、Line相談(アカウント名ささえるライン@東京)など
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
▽問合せ 企画政策課

書福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のことで使用者による虐待：障がい者を雇っている事業主などによる虐待のこと
▽通報・相談・問合せ
●あきる野市障害者虐待防止センター「秋川健康会館、☎070・4197・0506(平日午前9時～午後5時)、(平日午前9時～午後5時)
☎518・2827」
※平日の夜間、土曜・日曜日、祝日は、コールセンターでの対応となります。
●障がい者支援課障がい者相談係「直通558・1157(平日午前8時30分～午後5時)」

総合防災訓練を 実施します
地域で防災力を高めよう
避難所開設訓練、初期消火訓練、炊出し訓練、車両乗降体験等の防災技能体験訓練を実施します。当日午前9時に防災行政無線で訓練開始のサイレンを鳴らします。この機会に、身の安全を守るための安全確保行動の確認や、家具の転倒防止など自宅の安全点検等、防災対策について改めて確認してください。
▽日時 11月17日(日) 午前9時～11時30分
▽場所 屋城小学校
▽問合せ 地域防災課防災係

マイナンバーカード申請のお手伝いをします
顔写真を無料で撮影
顔写真を無料で撮影するなど手続きをお手伝いします。申請を希望される方は、直接会場にお越しください。
▽実施会場・実施日・実施時間 表のとおり
※混雑する場合があります。時間に余裕を持ってお越しください(1人当たり約15分)。
▽対象者 市内に住民登録のある方
▽持ち物
●通知カードに付属している申請書か国から送られてきたマイナンバーカード交付申請書の案内(2次元コード付き)
※申請書の再発行も可能。事前に申し出てください(平日のみ)。

本人確認書類(有効期限内の原本)：次のいずれか
*写真付き(1点)：運転免許証、パスポートなど
*写真なし(2点)：健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳など

表 マイナンバーカードの申請サポート

Table with 3 columns: 会場, 実施日, 実施時間. Rows include 市役所1階コミュニティホール, あきる野ルピア1階特設会場, and 五日市出張所2階特設会場.

年末調整関係用紙(事業所向け)の配布
年末調整関係用紙の一部を配布します。
▽配布期日 11月5日(火)から
▽配布場所 市役所2階課税課市民税係、五日市出張所
※用紙配布は、なくなり次第、終了となります。配布できない用紙は、青梅税務署や国税庁のホームページからダウンロードしてください。
▽問合せ 青梅税務署法人課税第1部門・管理運営部門(☎0428・22・3185)、課税課市民税係(直通558・1682)

なる場合は、交付できませんので、転居予定の方は注意してください。
▽問合せ 市民課市民窓口係・マイナンバー専用電話(☎518・7261)

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施期間です。児童虐待かもと思ったら189(いちばやく)番へ